

鳥羽市での起業を応援します！

鳥羽市創業支援事業計画とは

鳥羽市創業支援計画は、産業競争力強化法に基づき、市町村が起業希望者をサポートするための計画です。本計画は、期間の延長と内容の見直しを行い、令和4年12月に国の認定を受けました。

これにより、鳥羽市で起業を希望する市内の方は、市が実施する「特定創業支援事業」(=「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」にかかる知識を習得できる事業)に参加した場合、優遇措置が受けられるようになりました。

特定創業支援事業の認定を受けられた場合 このようなメリットがあります！

優遇措置

- ①株式会社または合同会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減！
- ②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始6か月前から利用可能!
- ③日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金の利用が可能に！

※ただし、特定創業支援事業の優遇措置は創業から5年未満の方が対象です。

⇒ 詳しくは、市ホームページ「鳥羽市創業支援事業計画」のページをご確認ください



鳥羽市特定創業支援事業とは

①連携支援機関による相談

市窓口を通じて、各機関で必要な指導を受けられます。

鳥羽商工会議所

県産業支援センター

県信用保証協会

日本政策金融公庫

鳥羽市役所

まずは市窓口へご連絡ください。

②市起業家育成支援セミナー

「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の4分野についてまとめて習得できます。



鳥羽市特定創業支援事業

●連携支援機関による相談

まずは市へご連絡ください。下記の支援機関への個人情報の提供について同意いただける場合、起業に向けたサポートをします。

支援機関名	住所・連絡先・受付時間	支援分野			
		経営	財務	販路	人材
鳥羽商工会議所	鳥羽市大明東町1-7 ☎0599-25-2751 (受付)月～金 8:30-17:15	○	○	○	○
三重県 産業支援センター	津市栄町1-891 よろず支援拠点 ☎059-228-3326 経営支援課 ☎059-253-4355 (受付)月～金 8:30-17:15	○		○	○
三重県信用保証協会 創業支援課	津市桜橋3-399 ☎059-229-6060 (受付)月～金 9:00-17:00	○	○		
日本政策金融公庫 伊勢支店	伊勢市岩渕2-5-1 三銀日生ビル3F ☎0596-24-5191 (受付)月～金 9:00-17:00	○	○		

【問い合わせ先】

鳥羽市観光商工課 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

TEL 0599-25-1156 FAX 0599-25-1159